

鹿児島県 高病原性鳥インフルエンザ・豚熱等 防疫対策会議

日 時：令和8年10月1日（木）
午前10時～

場 所：鹿児島県庁2階 県政広報室

会 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 内 容

（1）高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

（2）豚熱の発生状況について

（3）口蹄疫等の発生状況について

（4）侵入防止対策について

（5）その他

4 閉 会

鹿児島県 高病原性鳥インフルエンザ・豚熱等 防疫対策会議

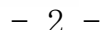
令和8年10月1日(木)
鹿児島県農政部家畜防疫対策課

(1)高病原性鳥インフルエンザの発生状況

- R5年度シーズン以降、秋冬だけでなく通年で世界的に発生が継続している。
- 欧州や北南米での発生も継続している。また、哺乳類での感染確認が散見されている。
- 豪州、ニュージーランドの野鳥で初のH5N1亜型HPAIが確認され、その後感染拡大。



R7家きん



韓国における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

R7野鳥

2025年9月以降

出典：韓国農林畜産食品部、環境部プレスリリース、WOAH-WAHIS
※日付は検出日

▲：感染確認地点

2026年4月10日時点

農林水産省 動物衛生課

仁川広域市 (57)桂陽区 H5N1 死亡野鳥 2026.2.24			
京畿道			
(12)水原市	H5N1 死亡野鳥	2025.11.26	
(26)水原市	H5N1 死亡野鳥	2026.1.17	
(34)広州市	H5N1 死亡野鳥	2026.1.23	
(45)光明市	H5N1 死亡野鳥	2026.2.7	
(51)義王市	H5N1 死亡野鳥	2026.2.11	
(58)光明市	H1N1 死亡野鳥	2026.2.24	
忠清北道 (5)清州市 H5N1 捕獲野鳥 2025.11.11			
忠清南道			
(3)天安市	H5N1 野鳥糞便	2025.11.7	
(11)泰安郡	H5N1 死亡野鳥	2025.11.24	
(14)牙山市	H5N1 野鳥糞便	2025.12.8	
(15)西川郡	H5N1 死亡野鳥	2025.12.12	
(18)公州市	H5N1 捕獲野鳥	2025.12.20	
(23)牙山市	H5N1 死亡野鳥	2026.1.2	
(32)瑞山郡	H5N1 野鳥糞便	2026.1.21	
(38)天安市	H5N1 野鳥糞便	2026.1.27	
(39)洪城郡	H5N9 野鳥糞便	2026.1.30	
(40)牙山市	H5N1 捕獲野鳥	2026.1.30	
(46)礼山郡	H5N1 捕獲野鳥	2026.2.10	
(47)礼山郡	H5N9 死亡野鳥	2026.2.10	
(49)洪城郡	H5N9 死亡野鳥	2026.2.10	
(52)瑞山郡	H5N1 死亡野鳥	2026.2.12	
全北特別自治道			
(1)群山市	H5N1 野鳥糞便	2025.10.29	
(2)扶安郡	H5N9 捕獲野鳥	2025.11.5	
(6)井邑市	H5N9 捕獲野鳥	2025.11.11	
(22)井邑市	H5N1 捕獲野鳥	2025.12.27	
(30)井邑市	H5N9 捕獲野鳥	2026.1.20	
(36)淳昌郡	H5N1 死亡野鳥	2026.1.26	
光州広域市 (8)南区 H5N1 死亡野鳥 2025.11.14			
全羅南道			
(4)靈岩郡	H5N6 死亡野鳥	2025.11.7	
(13)康津郡	H5N1 死亡野鳥	2025.12.1	
(16)順天市	H5N1 死亡野鳥	2025.12.18	
(19)順天市	H5N9 野鳥糞便	2025.12.20	
(27)羅州市	H5N9 野鳥糞便	2026.1.17	
(28)咸平郡	H5N9 野鳥糞便	2026.1.17	
(43)羅州市	H5N1 死亡野鳥	2026.2.5	
済州特別自治道			
(24)西帰浦市	H5N1 野鳥糞便	2026.1.10	
(25)済州市	H5N1 死亡野鳥	2026.1.15	
(29)西帰浦市	H5N1 死亡野鳥	2026.1.20	
(41)西帰浦市	H5N1 死亡野鳥	2026.1.31	

ソウル特別市			
(9)西大門区	H5N1 死亡野鳥	2025.11.18	
(56)江西区	H5N1 死亡野鳥	2026.2.24	
(59)中浪区	H5N1 死亡野鳥	2026.2.25	
(62)東大門区	H5N1 死亡野鳥	2026.3.4	



今シーズンのHPAI事例 (2025年9月から)

野鳥での初確認日

2025年10月29日 (全北特別自治道)

野鳥での発生数 63事例

家さんでの初発生日

2025年9月12日 (京畿道)

家さんでの発生数 62事例

昨シーズンのHPAI事例
(2024年9月から2025年6月)

野鳥での初確認日

2024年10月2日 (全北特別自治道)

家さんでの初発生日

2024年10月29日 (江原特別自治道)

家さんでの発生数 51事例

江原特別自治道			
(31)原州市	H5N1 死亡野鳥	2026.1.20	
(33)原州市	H5N1 死亡野鳥	2026.1.22	
(37)鉄原郡	H5N1 野鳥糞便	2026.1.27	
(53)鉄原郡	H5N1 死亡野鳥	2026.2.24	
(54)鉄原郡	H5N1 死亡野鳥	2026.2.24	
(55)高城郡	H5N1 死亡野鳥	2026.2.24	
(60)鉄原郡	H5N1 死亡野鳥	2026.2.28	
(61)鉄原郡	H5N1 死亡野鳥	2026.3.4	
(63)鉄原郡	H5N1 死亡野鳥	2026.3.30	
慶尚北道			
(17)龜尾市	H5N1 死亡野鳥	2025.12.20	
(20)龜尾市	H5N1 死亡野鳥	2025.12.22	
(21)龜尾市	H5N1 死亡野鳥	2025.12.22	
釜山			
(7)沙下区	H5N1 死亡野鳥	2025.11.12	
(50)江西区	H5N1 死亡野鳥	2026.2.13	
慶尚南道			
(10)昌寧市	H5N1 死亡野鳥	2025.11.21	
(35)昌寧市	H5N1 死亡野鳥	2026.1.24	
(42)陝川郡	H5N1 捕獲野鳥	2026.2.3	
(44)居昌郡	H5N1 野鳥糞便	2026.2.6	
(48)昌寧市	H5N9 死亡野鳥	2026.2.10	

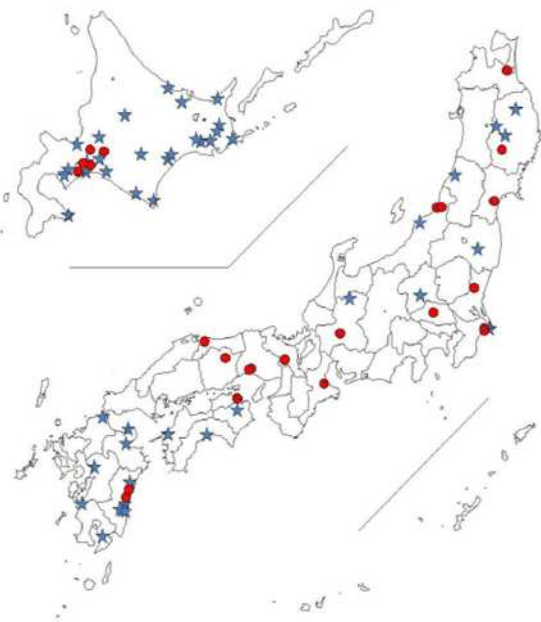
R7シーズンの国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

鳥インフルエンザの発生状況

- 令和7年シーズンは、地域に偏りなく発生が見られ、16道府県24事例発生し、約576万羽が殺処分の対象となった。
- 家さんの発生は10月から翌年4月まで続き、初発はR6シーズンに次ぐ早さ、最終はR5シーズンに次ぐ遅さの長期間の発生。
- 野鳥の感染が全国の広い範囲で起こっており、農場及び家さん舎の周辺環境へのウイルスの侵入の主な要因となった。

令和7年シーズンの発生状況

● 家さん
★ 野鳥・環境試料



過去シーズンとの比較

(1) 初発、最終確認日

		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日	10月15日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日	5月22日
家さん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	10月22日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	2月1日	4月22日

(注) 野鳥の日付は回収日

(2) 発生事例数 (野鳥、家さん)、殺処分対象羽数

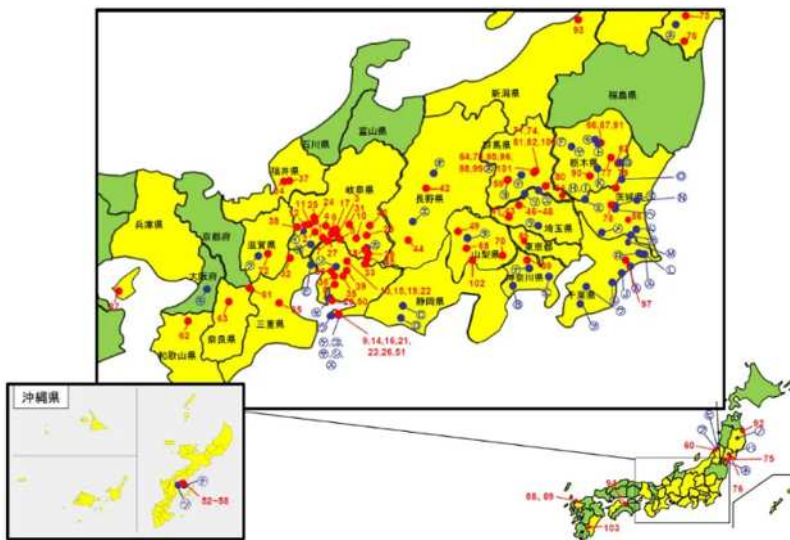
■: R2シーズン ■: R3シーズン ■: R4シーズン ■: R5シーズン ■: R6シーズン ■: R7シーズン



(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

(2) 豚熱の発生状況

豚熱の発生状況



発生事例

R8.7.4 時点

・岐阜県	22例	・神奈川県	1例
・愛知県	18例	・滋賀県	1例
・三重県	3例	・宮城県	2例
・福井県	2例	・茨城県	3例
・長野県	2例	・東京都	1例
・埼玉県	5例	・兵庫県	1例
・山梨県	3例	・佐賀県	2例
・沖縄県	7例	・岩手県	1例
・群馬県	15例	・新潟県	1例
・山形県	1例	・愛媛県	1例
・和歌山県	1例	・千葉県	1例
・奈良県	1例	・静岡県	3例
・栃木県	6例	・宮崎県	1例

計105事例（26都県）

防疫措置対象：185農場，6と畜場
殺処分頭数：約45万頭

野生いのししの豚熱陽性事例

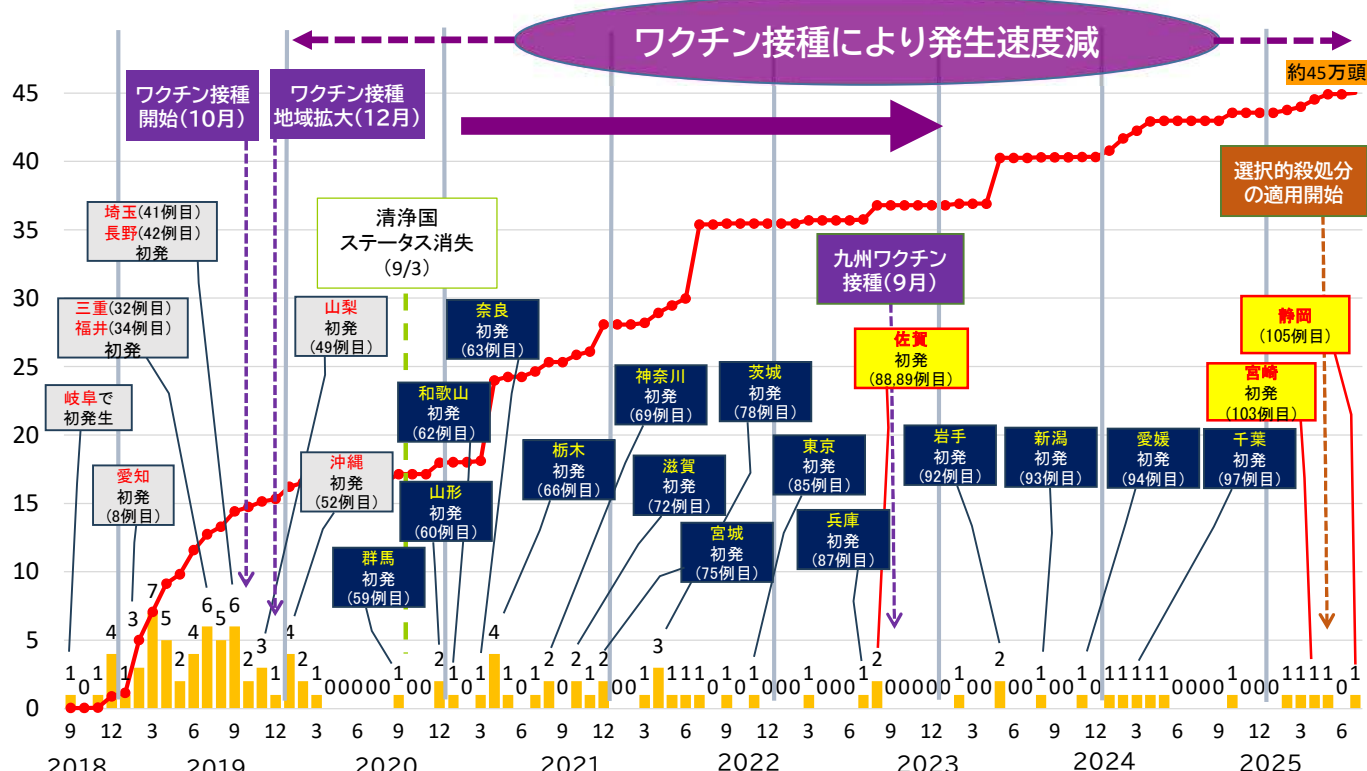
R8.8.26時点

・青森県	19頭	・埼玉県	201頭	・岐阜県	1,744頭	・和歌山県	170頭	・高知県	61頭
・岩手県	262頭	・東京都	31頭	・静岡県	661頭	・鳥取県	105頭	・福岡県	80頭
・宮城県	344頭	・神奈川県	136頭	・愛知県	209頭	・島根県	167頭	・佐賀県	179頭
・秋田県	25頭	・新潟県	113頭	・三重県	1,580頭	・岡山県	82頭	・長崎県	80頭
・山形県	230頭	・富山県	208頭	・滋賀県	414頭	・広島県	61頭	・熊本県	2頭
・福島県	189頭	・石川県	143頭	・京都府	140頭	・山口県	97頭	・宮崎県	138頭
・茨城県	567頭	・福井県	258頭	・大阪府	36頭	・徳島県	55頭	・鹿児島県	27頭
・栃木県	227頭	・山梨県	109頭	・兵庫県	247頭	・香川県	60頭		
・群馬県	511頭	・長野県	370頭	・奈良県	73頭	・愛媛県	53頭		

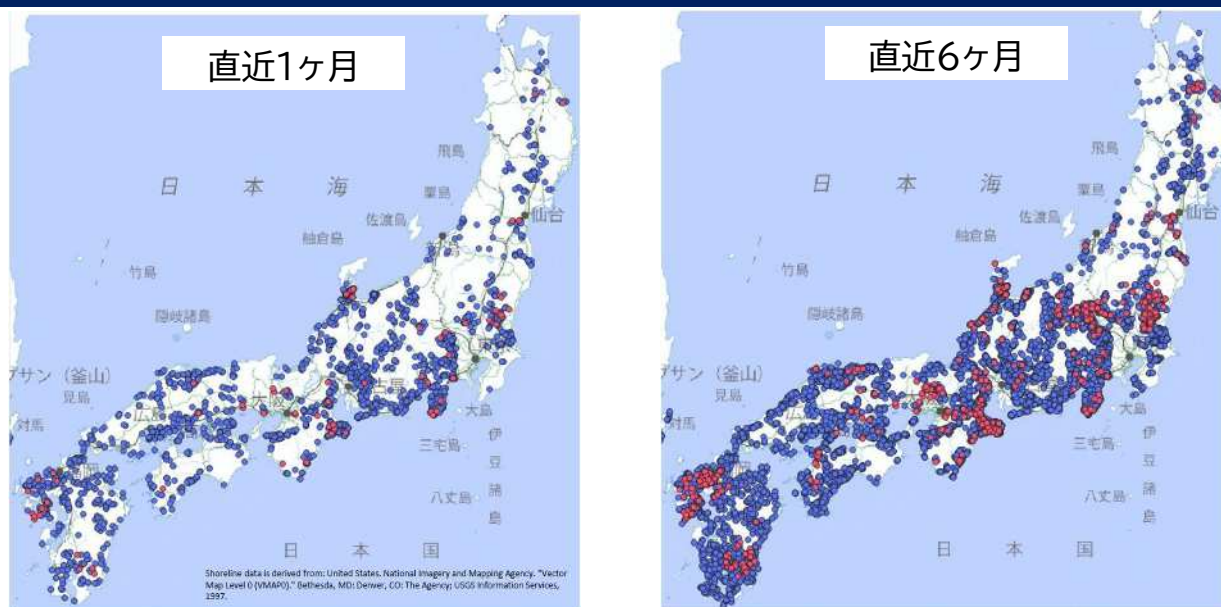
10,464頭(43都府県)

豚熱発生経過

- 2018年9月の岐阜県での発生以降、**26都県で計105事例発生**。これまでに**約45万頭**を殺処分。
- 2019年9月にワクチン接種を決定、10月に防疫指針を改訂、ワクチン接種開始。
- 2020年9月3日にWOAH(国際獣疫事務局)が認定する豚熱の清浄国ステータスを消失。
- 群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、茨城県、兵庫県、岩手県、新潟県、愛媛県、千葉県、静岡県、宮崎県といったワクチン接種県においても発生。



豚熱感染野生イノシン発見地点(令和8年8月26日時点)



102頭/3,382頭で陽性

- ・ 三重県: 27頭
- ・ 茨城県: 14頭
- ・ 富山県: 8頭
- ・ 長崎県: 7頭
- ・ 静岡県: 6頭
- ・ 兵庫県: 5頭

723頭/14,830頭で陽性

- ・ 三重県: 121頭
- ・ 茨城県: 108頭
- ・ 群馬県: 53頭
- ・ 宮崎県: 47頭
- ・ 長崎県: 45頭
- ・ 福岡県: 37頭

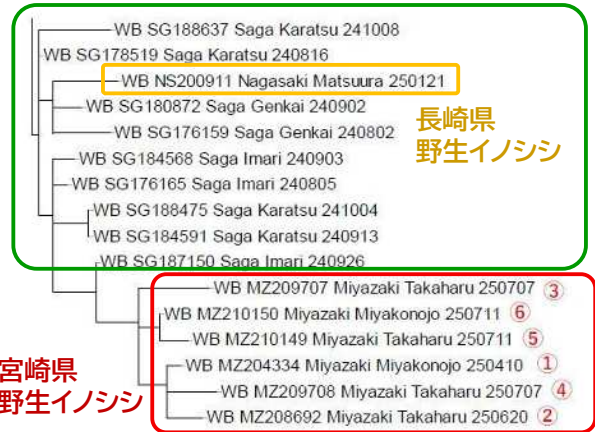
宮崎県 野生イノシシ検査状況(令和8年9月10日時点)

令和8年9月10日
畜産局家畜防疫対策課



九州地区における豚熱陽性 野生イノシシ から検出されたウイルスの遺伝子解析

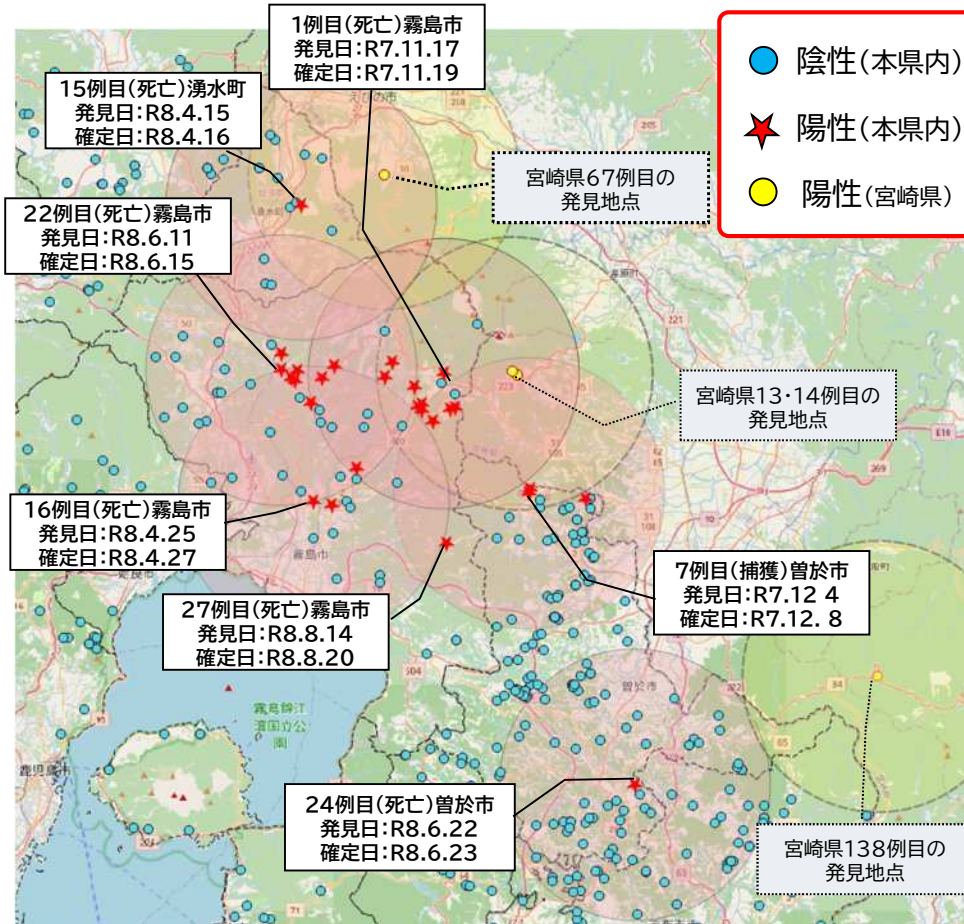
佐賀県 野生イノシシ



- 宮崎県の野生イノシシから検出されたウイルス(6株)の遺伝子は、佐賀県のウイルスに近縁
- 佐賀県の野生イノシシ由来のウイルス株の子孫と考えられる。

鹿児島県における豚熱感染野生イノシシ発見地点(令和8年9月30日時点)

令和8年9月30日現在

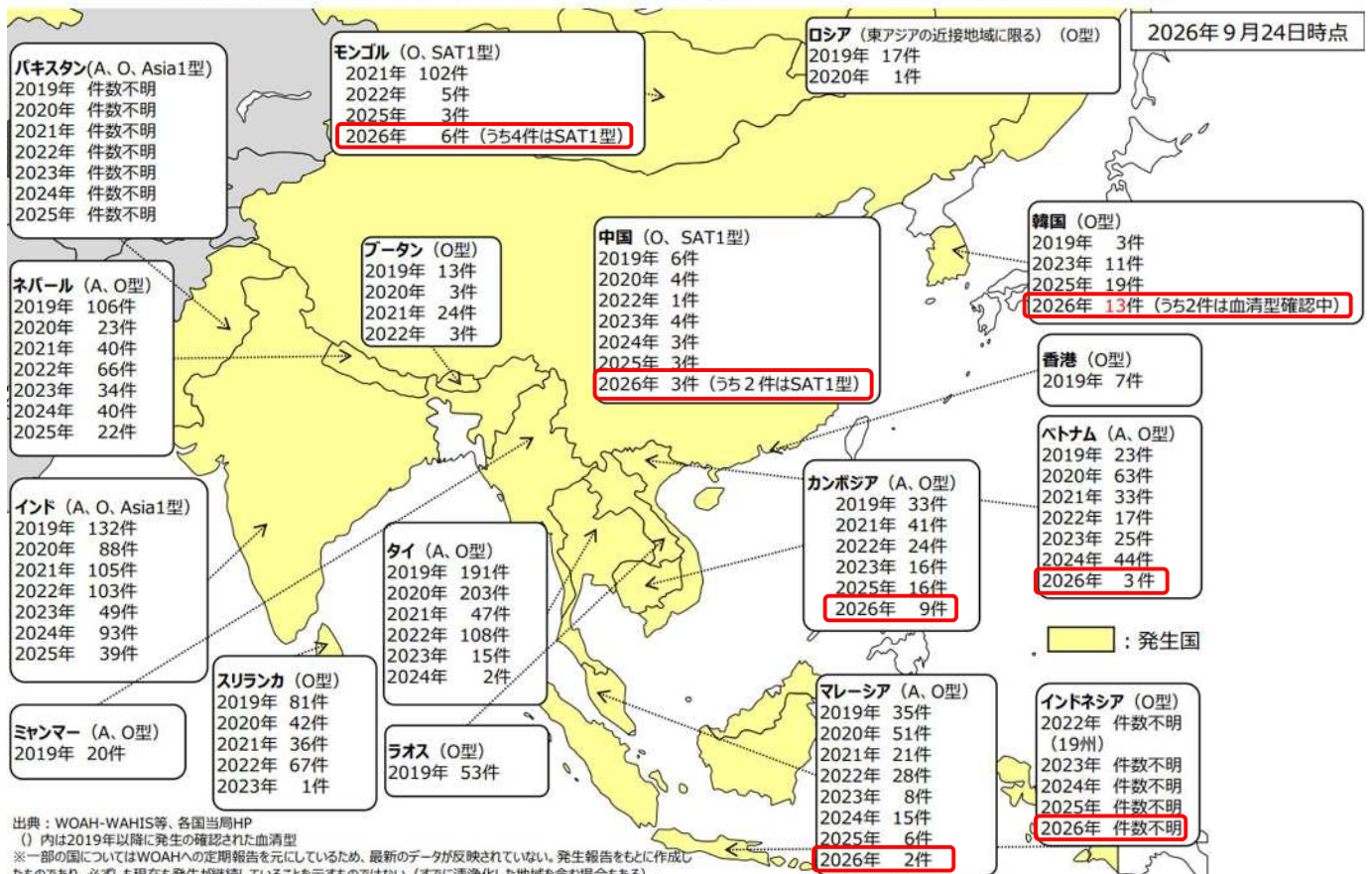


【検査頭数(R7.4月以降)】
全検査頭数 930頭
うち陽性 27頭

(3)口蹄疫等の発生状況

アジア地域における口蹄疫の発生状況(2019年～)

アジアにおける口蹄疫の発生報告状況 (2019年以降)



アジア地域における口蹄疫の発生状況(2019年～)

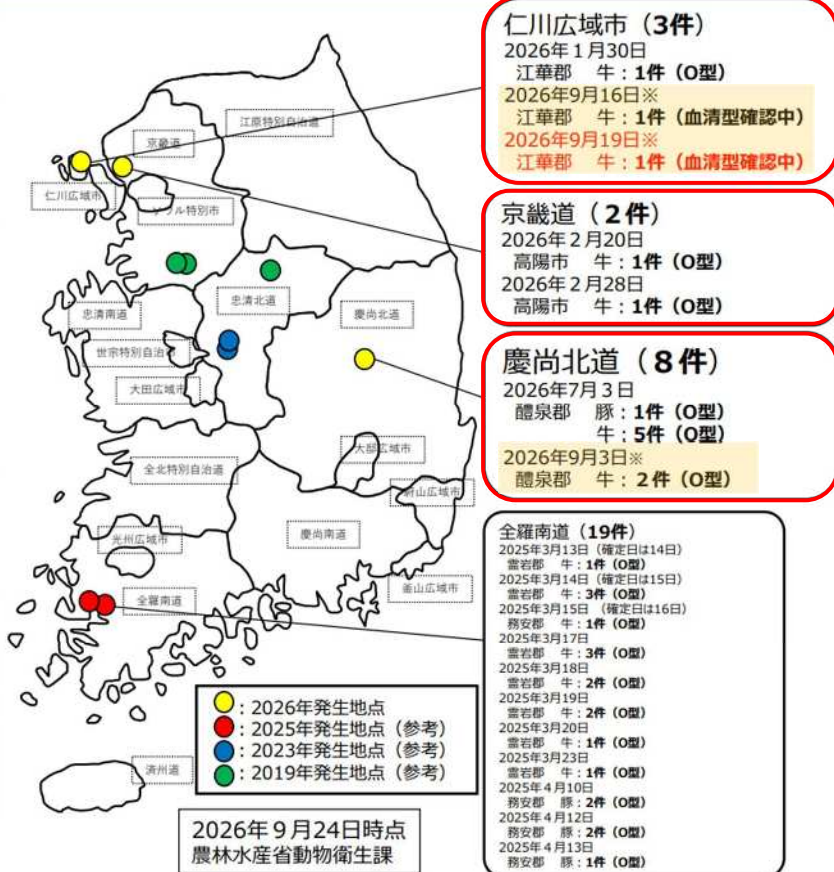
中国における口蹄疫の発生報告状況(2019年1月以降)



アジア地域における口蹄疫の発生状況(2019年～)

韓国における口蹄疫の発生報告状況 (2025年3月以降)

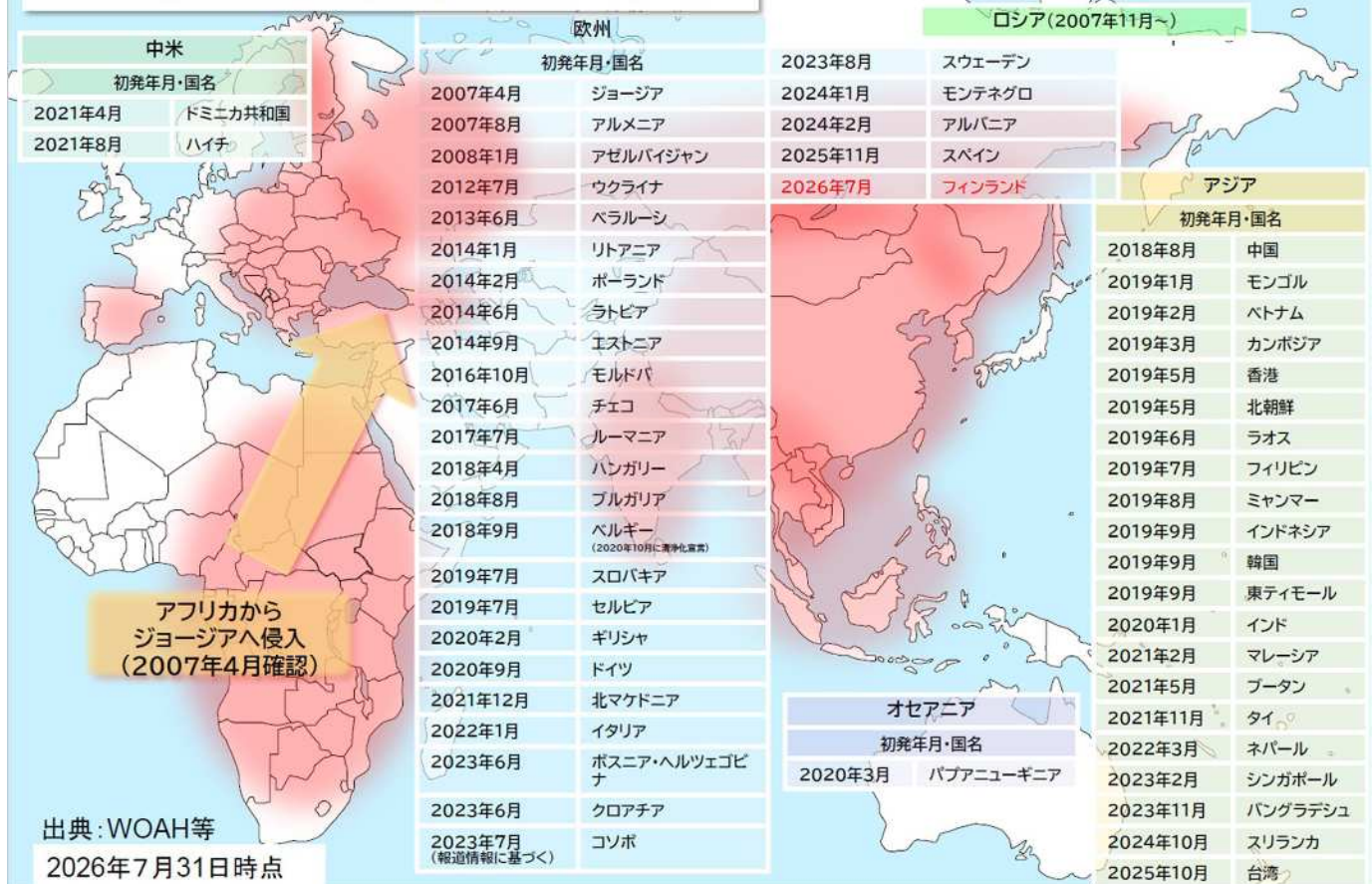
	発生日	場所	動物種	飼養頭数
1	'25/3/13	全南 靈岩郡	牛	184
2	'25/3/14	全南 靈岩郡	牛	15
3*	'25/3/14	全南 靈岩郡	牛	471
4	'25/3/14	全南 靈岩郡	牛	31
5	'25/3/15	全南 務安郡	牛	88
6	'25/3/17	全南 靈岩郡	牛	365
7	'25/3/17	全南 靈岩郡	牛	25
8	'25/3/17	全南 靈岩郡	牛	100
9	'25/3/18	全南 靈岩郡	牛	49
10	'25/3/18	全南 靈岩郡	牛	25
11	'25/3/19	全南 靈岩郡	牛	125
12	'25/3/19	全南 靈岩郡	牛	835
13	'25/3/20	全南 靈岩郡	牛	43
14	'25/3/23	全南 靈岩郡	牛	31
15	'25/4/10	全南 務安郡	豚	5,223
16	'25/4/10	全南 務安郡	豚	1,736
17	'25/4/12	全南 務安郡	豚	1,951
18	'25/4/12	全南 務安郡	豚	1,931
19	'25/4/13	全南 務安郡	豚	3,216
20	'26/1/30	仁川 江華郡	牛	246
21	'26/2/20	京畿 高陽市	牛	130
22	'26/2/28	京畿 高陽市	牛	168
23	'26/7/3	慶北 醴泉郡	豚	5,500
24	'26/7/3	慶北 醴泉郡	牛	186
25	'26/7/3	慶北 醴泉郡	牛	81
26	'26/7/3	慶北 醴泉郡	牛	130
27	'26/7/3	慶北 醴泉郡	牛	39
28	'26/7/3	慶北 醴泉郡	牛	72
29	'26/9/3※	慶北 醴泉郡	牛	46
30	'26/9/3※	慶北 醴泉郡	牛	86
31	'26/9/16※	仁川 江華郡	牛	126
32	'26/9/19※	仁川 江華郡	牛	53



出典: 韓国農林畜産食品部、WOAH
注: 日付はWOAH報告の発生日又は韓国当局発表の発生日 (検体採取日) (※)
頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数
*関連農場2農場 (いずれも検査陽性) あり。

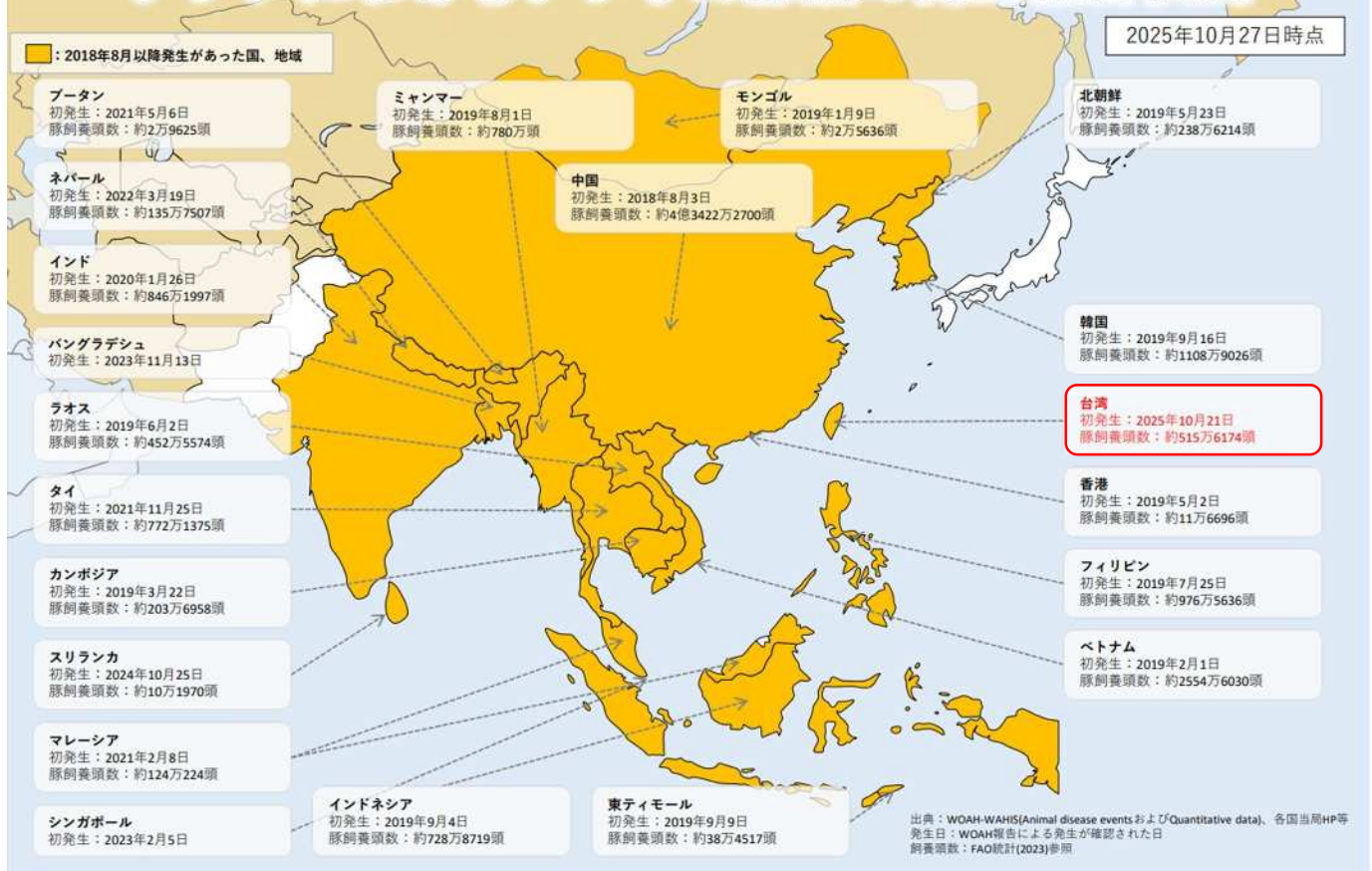
アフリカ豚熱の発生の経緯・発生拡大状況(2007年～)

アフリカ豚熱の発生拡大状況(2007年～)



アフリカ豚熱の発生の経緯・発生拡大状況(2007年～)

アジアにおけるアフリカ豚熱の発生報告状況



韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況

2026年9月1日時点

【飼養豚での事例】

事例	発生日	発生地域
1	2019/9/16	京畿道坡州市
2	2019/9/17	京畿道通川郡
3	2019/9/23	京畿道金浦市
4	2019/9/23	京畿道坡州市
5	2019/9/24	仁川広域市江華郡
6	2019/9/25	仁川広域市江華郡
7	2019/9/25	仁川広域市江華郡
8	2019/9/26	仁川広域市江華郡
9	2019/9/26	仁川広域市江華郡
10	2019/10/1	京畿道坡州市
11	2019/10/1	京畿道坡州市
12	2019/10/2	京畿道坡州市
13	2019/10/2	京畿道金浦市
14	2019/10/9	京畿道通川郡
15	2020/10/8	江原特別自治道華川郡
16	2020/10/9	江原特別自治道華川郡
17	2021/5/4	江原特別自治道率川郡
18	2021/8/7	江原特別自治道高城郡
19	2021/8/15	江原特別自治道麟蹄郡
20	2021/8/25	江原特別自治道洪川郡
21	2021/10/5	江原特別自治道麟蹄郡
22	2022/5/26	江原特別自治道洪川郡
23	2022/8/18	江原特別自治道楊口郡
24	2022/9/18	江原特別自治道春川市
25	2022/9/19	江原特別自治道春川市
26	2022/9/28	京畿道金浦市
27	2022/9/28	京畿道坡州市
28	2022/11/9	江原特別自治道鉄原郡
29	2023/1/5	京畿道抱川市
30	2023/1/11	江原特別自治道鉄原郡
31	2023/1/22	京畿道金浦市
32	2023/2/11	江原特別自治道襄陽郡
33	2023/3/19	京畿道抱川市
34	2023/3/29	京畿道抱川市
35	2023/3/31	京畿道抱川市
36	2023/4/13	京畿道抱川市
37	2023/7/18	江原特別自治道鉄原郡
38	2023/9/25	江原特別自治道華川郡
39	2024/1/15	慶尚北道盈徳郡
40	2024/1/18	京畿道抱川市
41	2024/5/21	江原特別自治道鉄原郡
42	2024/6/15	慶尚北道永川市
43	2024/7/2	慶尚北道安東市
44	2024/7/7	慶尚北道醴泉郡
45	2024/8/12	慶尚北道永川市
46	2024/8/30	京畿道金浦市
47	2024/10/13	江原特別自治道洪川郡
48	2024/11/3	江原特別自治道洪川郡
49	2024/12/16	京畿道楊州市

【野生イノシシでの事例】

(単位: 件)

事例	発生地域	発生数
1	坡州市	100
2	通川郡	424
3	抱川市	119
4	加平郡	69
5	鉄原郡	37
6	華川郡	552
7	春川市	254
8	楊口郡	92
9	麟蹄郡	158
10	高城郡	12
11	率川郡	260
12	襄陽郡	36
13	江陵市	111
14	洪川郡	65
15	平昌郡	46
16	束草市	1
17	旌善郡	181
18	横城郡	78
19	三陟市	108
20	原州市	98
21	太白市	19
22	東海市	8
23	丹陽郡	202
24	堤川市	141
25	龍仁郡	73
26	醴泉郡	12
27	安州市	137
28	尚州府	128
29	蔚珍郡	68
30	蔚山広域市	86
31	栄州市	22
32	醴泉郡	19
33	奉化郡	90
34	盈徳郡	124
35	安東市	109
36	英陽郡	107
37	青松郡	117
38	浦項市 北区	88
39	永川市	61
40	義城郡	49
41	高靈郡	4
42	蔚山広域市 北区	4
43	釜山沙上区	13
44	釜山沙下区	1
45	釜山沙下区	10
46	釜山金井区	1
47	重慶郡	18
48	合計	4,513

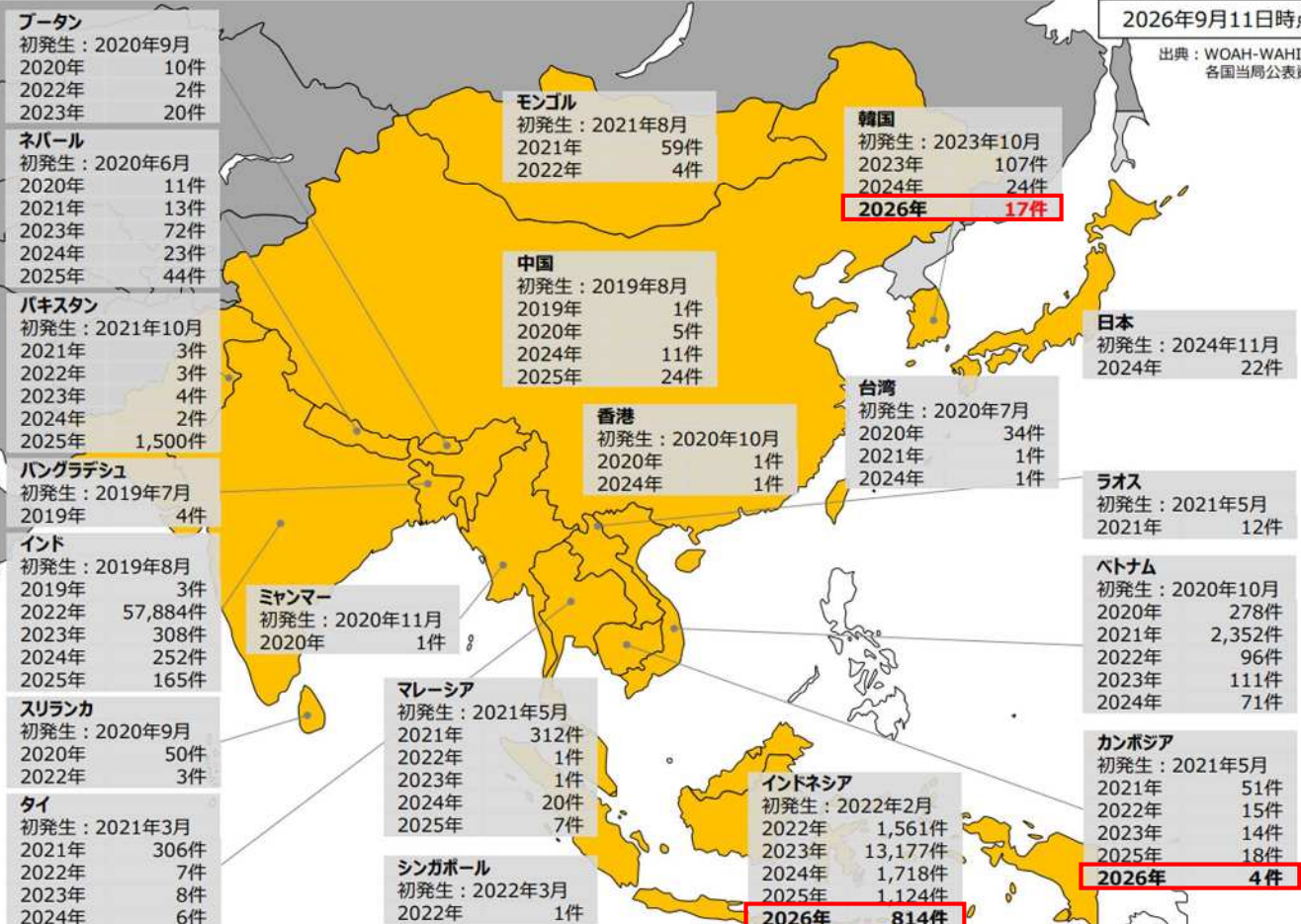
※ 韓国当局公表資料を元に作成

初発日: 2019年9月16日
 発生数(豚): 79件
 感染数(野生イノシシ): 4,513件
 豚、いのし飼養頭数: 約 1,189万8千頭

アジアにおけるランピースキン病の発生状況

2026年9月11日時点

出典: WOA-H-WAHIS
 各国当局公表資料



韓国におけるランピースキン病の発生状況

(2026年 9月17日時点)

忠清南道
最新発生日：2026年 8月 7日
発生件数：1件
感染頭数：7頭
※ 2026年における初発日：8月7日

全北特別自治道
最新発生日：2026年 9月12日
発生件数：6件
感染頭数：23頭
※ 2026年における初発日：7月10日

全羅南道
最新発生日：2026年 9月 7日
発生件数：11件
感染頭数：50頭
※ 2026年における初発日：7月30日

農林水産省動物衛生課
出典：WOAH-WAHIS、KAHIS (Korea Animal Health Integrated System)、韓国当局公表資料等を基に作成



発生状況

	発生件数	殺処分対象頭数※
2023年	107件	6,455頭
2024年	24件	304頭
2025年	—	—
2026年	20件	—

: 2026年に発生が確認された行政区画
 : 2024年に発生が確認された行政区画
 : 2023年に発生が確認された行政区画

済州特別自治道
最新発生日：2026年 9月 8日
発生件数：2件
感染頭数：(確認中)
※ 2026年における初発日：9月8日

※：初発～2023年11月12日：発生農場単位で殺処分
 2023年11月13日～2024年11月24日：感染牛のみ殺処分
 2024年11月25日～：感染牛のみ隔離、一定期間を経て陰性が確認されれば、殺処分免除

(4)侵入防止対策

- ①高病原性鳥インフルエンザ
- ②豚熱
- ③水際対策

R7シーズン 高病原性鳥インフルエンザ発生農場の疫学調査

25/26シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた提言

- 令和8年7月7日、専門家による疫学検討会を開催し、25/26シーズン疫学調査報告書を取りまとめ、公表。
- 今後の発生予防・まん延防止に向け、**異状の早期発見・早期通報、飼養衛生管理の徹底、大臣指定地域・大規模農場・既発農場での対策や情報収集・調査研究**に関する提言が示された。

1. 異状の早期発見・早期通報

早期発見・早期通報を徹底すること。

2. 飼養衛生管理の徹底

定期的な勉強会等を通じて、全ての従業員及び農場に出入りする外部事業者が、**飼養衛生管理基準の全項目を継続的に遵守すること。**

3. 大臣指定地域における発生に備えた準備

大臣指定地域においては、連続発生リスクを踏まえ、家きん舎周囲の消毒に**十分な量の消毒薬を確保**するとともに、適切な**塵埃対策の事前準備を完了**させること。

4. 関係機関と連携した地域一体の野鳥対策

大臣指定地域においては、農場近隣における水田の耕起、他畜種の堆肥を扱う施設等における誘引防止対策の実施等、**地域一体となって野鳥の誘引防止対策を検討**することにより、農場へのウイルス侵入機会を可能な限り減少させること。

5. 大規模農場における分割管理の導入

大規模農場において、発生に備えた**分割管理の導入の検討**を推進すること。

6. 既発農場における対策

都道府県は、既発農場の発生リスクが高いという事実を十分に意識した上で、**外部専門家も活用し、経営再開時やシーズン前における衛生管理状況の点検・指導を行うこと。**

7. あひる（あいがも）農場やうずら農場における対策

あひる（あいがも）農場やうずら農場においては**死亡の増加等の異状の兆候が明確でない場合があることを認識し、日常の飼養管理における異状の早期把握及び通報を徹底**すること。

8. 情報収集・調査研究

農林水産省や関係機関は、HPAIに関する継続的な情報収集、**世界各地での発生動向の監視及び発生要因のリスク分析等の研究調査体制の強化及び地域におけるウイルスの浸潤状況の把握等を行うこと。**

9. その他

海外における哺乳類での感染動向を注視するとともに、家畜保健衛生所は、管内の飼養牛において異状の原因が特定されない場合には、**HPAIの可能性も考慮した検査を検討**すること。

高病原性鳥インフルエンザ発生農場の疫学調査

疫学調査で確認された農場や周辺環境の状況

飼養衛生管理基準の不遵守事項

- ・ 衛生管理区域内入場時の作業着及び長靴の交換等の不徹底。
- ・ 除糞作業等で使用する裏口で、家きん舎外で使用した靴のまま家きん舎に立ち入っていた。
- ・ 家きん舎の壁面破損の修繕が不十分。



鶏舎の隙間



除糞ベルトの床面開口部の蓋の隙間



堆肥舎内のスズメ・糞

周辺環境の状況



オオハクチョウに混じり
採食するカラス



稲刈り後に二番穂が伸びた水田



取り残された柿の実

高病原性鳥インフルエンザ発生農場の疫学調査

疫学調査で確認された農場や周辺環境の状況

発生農場で見られた臨床症状

- ・ 1 ケージ内で 2 ～ 3 羽の死亡を発見し、通報。

- ・ 感染初期に大量死することは少ない。
- ・ チアノーゼ等の症状が顕著な場合も少ない。



同一ケージ内で複数羽が
まとまって死亡



鶏冠のチアノーゼ

あひる（あいがも）農場の事例

- ・ 7 日齢及び13日齢のあひるの死亡羽数の増加により通報。
- ・ 死亡増加がみられなかった家きん舎でも 歩行異常、起立不能、斜頸、震え等の神経症状あり。
- ・ 全家きん舎でELISA抗体陽性を確認（過去に感染が起こっていた可能性を示唆）。



神経症状

高病原性鳥インフルエンザ発生農場の疫学調査

大規模農場・既発農場における発生状況

- 24事例中12事例が20万羽以上の大規模農場で発生し、殺処分羽数の87.1%（約502万羽）を占めた。
- 24事例中 8 事例が再発事例。うち 2 事例は 3 度目の発生。

発生事例数（合計24事例）



殺処分羽数（合計576万羽）

※関連農場の殺処分羽数を含む



一斉点検の要チェックポイント

①衛生管理区域に病原体を持ち込まない！

- ☑手指の洗浄・消毒をしていますか？
- ☑車両の消毒をしていますか？
- ☑専用の衣服や靴の確実な着用ができていますか？

✗ 境界に更衣や消毒の設備がない



○ 車両の消毒、専用の衣服や靴の着用



タイヤの溝やタイヤハウスもしっかりと！

②家きん舎に病原体を持ち込まない！

- ☑手指の洗浄・消毒をしていますか？
- ☑専用の靴の確実な着用ができていますか？

✗ 専用の長靴が用意されておらず、
出入り時の動線も不明瞭



○ 専用の長靴の着用、すのこ等を用いた靴の
履き替え時の動線の交差防止



一斉点検の要チェックポイント

③野生動物を近づけない！侵入させない！

- ☑防鳥ネット等は家きん舎のみでなく、堆肥舎等にも設置していますか？
- ☑破損箇所や開口部の隙間は速やかに補修していますか？
- ☑ネズミや害虫の駆除は定期的に行っていますか？

✗ 壁や金網に破損があり、
補修されていない



補修はしっかりと！

屋根裏内部やモニター開口部
も破損がないか要確認！

○ 集卵ベルトの開口部や堆肥
舎も隙間がないように対策
している



野鳥が多い地域
は特に注意！



鶏舎全体を防鳥ネットで覆った事例

予防対策の重要ポイント



飼養衛生管理基準遵守強化期間 令和8年10月～令和9年5月

高病原性鳥インフルエンザ 対策は万全ですか？

渡り鳥が飛来する季節となり、海外からのウイルスが侵入する危険性が高まることから、農場をあらためてチェックし、万全の対策を！



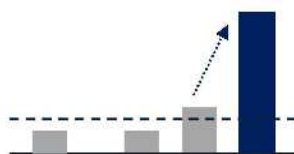
疑う症状

鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、産卵率の低下及び沈うつなど高病原性鳥インフルエンザが疑われる個体を確認した場合



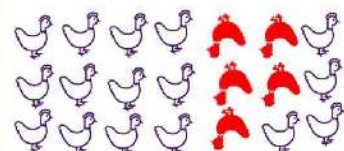
死亡羽数×2

1鶏舎の、1日の死亡羽数が直近3週間の平均死亡羽数と比較して2倍以上となった場合



5羽以上／1鶏舎

1鶏舎において、5羽以上がまとまって死亡している、うずくまっている等異状が確認された場合

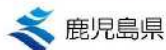


飼養衛生管理基準遵守強化期間 令和8年10月～令和9年5月

- ☆飼養衛生管理状況の点検を行い、
不備がある部分の改善をしましょう。
- ☆異状を示す鶏を確認した時は、速やかに
家畜保健衛生所に連絡してください。

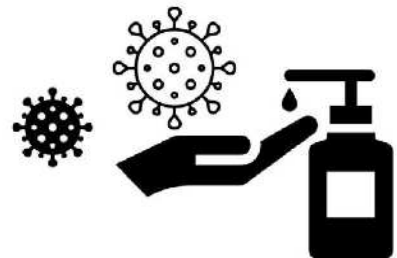
○緊急連絡先

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
鹿児島中央家畜保健衛生所	099-274-7555	南薩家畜保健衛生所	0993-83-2156
// 熊毛支所	0997-27-0036	北薩家畜保健衛生所	0996-22-2184
// 大島支所	0997-63-0045	始良家畜保健衛生所	0995-62-3070
// 喜界町駐在機関	0997-65-0046	曾於家畜保健衛生所	099-487-2351
// 瀬戸内町駐在機関	0997-72-0246	肝属家畜保健衛生所	0994-43-2515
// 徳之島支所	0997-83-0074	(公社)鹿児島県家畜 畜産物衛生指導協会	099-258-6618
// 和泊町駐在機関	0997-92-0043	農政部家畜防疫対策課	099-286-3224
// 与論町駐在機関	0997-97-2033		



◎重点項目

- ☑ 異状の早期発見・早期通報
- ☑ 入気口フィルター等の塵埃対策
- ☑ 農場周辺のため池の水抜き
- ☑ テグスや忌避テープの設置
- ☑ 止まり木となる枝の剪定
- ☑ カラス・ネコ等の誘因防止対策
- ☑ 死鳥、廃棄卵の適切処理
- ☑ 堆肥舎の防鳥ネット再点検
- ☑ 車両消毒、手指消毒
- ☑ 鶏舎ごとの専用靴の使用
- ☑ 防鳥ネット・壁の補修
- ☑ ネズミ・害虫対策
- ☑ 消毒槽設置、消石灰散布



飼養衛生管理基準の見直し

1. 主な改正項目

- 疫学調査等を踏まえた侵入防止対策や地域的なまん延防止対策を家さんの基準に追加。
- 全畜種において類似の項目と統合するなど、整理。
- あわせてペット等として飼養されている小規模農場を対象として、新たに非商用農場向けの基準を設定。
- 令和7年9月下旬に公布し、一部項目を除き10月1日付けで施行予定。

家さんの基準

- 対象とする家さんにエミューを追加
- 対応計画の策定対象となる大規模所有者が講ずる措置
 - ・ 入気口へのフィルター、細霧装置等の設置、消毒薬や水の散布等の塵埃対策 (R8年10月1日施行)
 - ・ 分割管理の導入の検討
 - ・ 対応計画に農場による人員、資機材等の防疫措置の実施体制を
追記
- 再発・密集等高リスク地域対策 (R8年1月1日施行)
高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっている地域を予め指定 (大臣指定地域) し、地域内の農場は以下の取組を実施
 - ・ 地域内の農場は地域内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、農場内での消毒薬散布、塵埃対策が行えるよう備えておく。
 - ・ 農場周辺における野鳥の生息状況を確認し、農場への侵入リスクについて把握
- 分割管理に取組む場合、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従うよう対応を記載
- 調整池等の農場敷地内の水場への野鳥飛来防止対策 等

牛及び豚の基準

- 分割管理に取組む場合、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従うよう対応を記載

全畜種共通 (重複・類似する項目について統廃合)

- 飼養衛生管理マニュアルに規定する事項の整理
 - ・ 「農場の平面図」を農場内の消毒の実施方法とあわせてマニュアルに含めるよう整理
 - ・ 「愛玩動物の衛生管理区域内での飼養禁止」について、既に別項目で規定があるためマニュアル内から削除
 - ・ 「洗浄及び消毒等の具体的な方法等」の中に「農場における更衣」の記載を統合
- 家畜の健康観察について、導入時・毎日・出荷時の記載を一つの項目に統合
- 「衛生管理区域に物品を持ち込む際の措置」と、「海外で使った衣服等を衛生管理区域に持ち込まない」旨の措置を統合
- 「給与する水の消毒」について、「給餌施設及び給水施設に関する項目」内に統合
- 「衛生管理区域内の整理整頓に関する項目」と、「畜舎等施設の清掃及び消毒に関する項目」と統合

新たに設定する基準 (非商用家畜)

- 全ての家畜種の生産物の出荷を行わない小規模飼養農場について、飼養する家畜の感染予防及び周辺へのまん延防止のための基本的な項目を中心とした新たな基準を設定 (R8年10月1日施行)

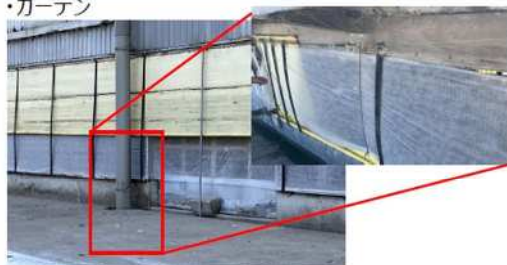
飼養衛生管理基準の見直し

2. 対応計画策定対象の大規模農場における塵埃対策① 令和8年10月1日施行

- 飼養衛生管理基準において、対応計画の策定対象となる大規模所有者が講ずる措置として、塵埃等を介した病原体の家きん舎への侵入を抑制する措置を講ずるよう規定。
- 塵埃対策には、フィルターや不織布の設置・細霧装置の設置・周辺の散水・一部入気口の閉鎖など幅広い対策を含めることとしたところ。また、換気量の低下などにより家きんの健康を害するおそれがある場合は実施を見送ることもできるため、農場ごとの状況に応じた対策を検討・実施する。

フィルター・不織布の設置事例

・カーテン



・入気部にネット・フィルターを設置



防風・防塵ネット



防塵フィルター



・入気口



(鶏舎外側に不織布を設置)



(鶏舎内側に不織布を設置)

細霧装置の設置事例

・天井に設置



・床に設置



飼養衛生管理基準の見直し

2. 分割管理等の推進①

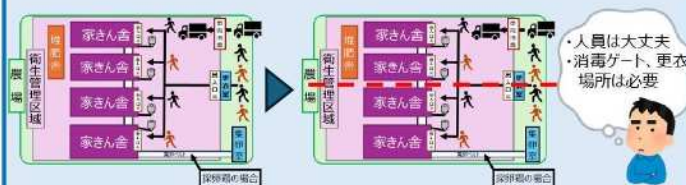
- 対応計画の策定対象となる家きんの大規模所有者に対して、分割管理の導入を検討するよう、飼養衛生管理基準にて新たに規定。
- 高病原性鳥インフルエンザ等の発生時の影響を考え、検討を求めるものであることから、実際の導入を見据えた具体的な検討を行うことが必要。

家きんの飼養衛生管理基準（抜粋）

- 5 大規模所有者が講ずる措置
大規模所有者は、以下の措置を講ずること。
- (3) 大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、以下の措置を講ずること。
- ① 衛生管理区域及び人、車両、物等の動線の見直しにより、農場を分割して管理（以下この項において「分割管理」という。）することの導入について検討すること。
- ②③ （略）
- 9 分割管理を導入する際の措置
高病原性鳥インフルエンザ等の発生時の影響の緩和を図るため、分割管理に取り組む場合は、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従うこと。

検討しているかの確認のポイント

- 当該項目は分割管理の導入を検討することが必要。実際に導入していなくても不遵守とはならない。
Q：分割管理の導入を検討しましたか？
A：人員、設備投資が必要になると聞いたから実施しない。→ **✕（検討には当たらない）**
A：導入するなら、この場所で分割するのがいいだろうが、その際には、約〇人の従業員増やす、▲▲を設置する必要があるから、今は実施できない。→ **○**
- 導入を想定した具体的な検討がなされているかを判断。
→ 農場のレイアウトに分割できそうな場所を示せるかを確認



飼養衛生管理基準の見直し

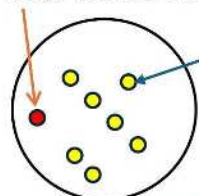
3. 大臣指定地域 地域内での発生に対する準備

令和8年1月1日施行

- 大臣指定地域に所在する農場に対して、法第30条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、準備措置を講ずるようご指導いただきたい。

大臣指定地域内で鳥インフルエンザが発生した際に消毒命令等を実施
(防疫指針)

(1) 地域内の農場で発生



(2) 地域内の農場に対し、
①消毒の指示
②塵埃対策の指導を実施

②に備えて

①に備えて

消毒薬の備蓄

- 家きん舎周辺を消毒するのに十分な消毒薬の量を確保



塵埃対策の準備

- 入気口周辺対策の場合 (換気量の低下などにより家きんの健康を害するおそれがある場合は実施を見送ることもできる)
→フィルターや不織布の設置
→上記設置に向けた準備 (枠の設置等)



農場で実施可能な対策を考え、必要な準備を検討

- 消毒薬や水の散布の場合
→動噴などの散布に必要な機材の準備



飼養衛生管理基準の見直し

3. 大臣指定地域② 地域内での発生に対する準備

令和8年1月1日施行

- 飼養衛生管理基準において、大臣指定地域内の農場は野鳥について、①農場周辺の生息状況の把握と、②農場への誘引防止対策の実施、③地域で実施する誘引防止対策の検討を規定。
○ 飼養衛生管理指導等指針において、協議会を活用した地域一体となった周辺環境におけるウイルス低減対策の実施を規定。

農場周辺の野鳥等の生息状況を把握
(飼養衛生管理基準)



家畜の所有者

- ・周辺の林にカラスの巣があるので撤去したい
・ため池にカモが飛来しているので誘引防止をしたい

把握した情報を基に地域一体となった対策
(指導等指針・防疫指針)



- ・カラスの追い払い(状況によって巣の撤去)
・ため池への忌避テープの設置や水抜きなどの対策の実施を関係者が一体となって検討

